

国土地理院長 殿

測量計画機関の長

公共測量成果等の提出について

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日付け ○ 公第○○号で助言を受けた公共測量実施
計画書に基づく測量成果を得たので、測量法第 40 条第 1 項に基づき下記
のとおり提出します。

記

成果品の名称 ○○測量成果 一式 (又は、DVD 数量 1部 など)

内訳

(測量成果及び測量記録)

1. ○○測量成果表の写し
2. 点の記の写し
3. 網図の写し
4. 数値地形図データファイルの写し
5. 数値写真の写し
6. 写真地図データファイルの写し
7. 三次元点群データファイルの写し
8. 撮影標定図の写し
9. 外部標定点要素成果表の写し

(精度管理表等)

1. 精度管理表の写し
2. 検定証明書・検定記録書の写し
3. 品質評価表の写し
4. メタデータの写し
5. 基準点現況調査報告書の写し
6. 測量標設置位置通知書の写し
7. 対空標識点明細表の写し
8. 標定点・調整点成果表の写し

【別紙】著作権に関する同意及び有償提供に関する報告

1. 著作権に関する同意

「公共測量成果等の提出について」のとおり提出する公共測量の測量成果及び測量記録（以下「測量成果・記録」という。）の写しに関して、以下のチェックを付した項目について同意をします。

- 測量法第 42 条第 1 項に基づいて閲覧に供するため国土地理院及び国土地理院が指定する者が行う一切の行為のうち、オンラインで閲覧させる行為について、著作権（著作者人格権を含む）を行使しません。
- 測量法第 42 条第 2 項に基づく請求に応じて行う書面交付・デジタルデータ提供のための国土地理院及び国土地理院が指定する者が行う一切の行為について、著作権（著作者人格権を含む）を行使しません。

2. 有償での提供に関する報告

「公共測量成果等の提出について」のとおり提出する公共測量の測量成果・記録の写しに関して、以下のとおり報告します。

- 測量成果・記録の写しについて、原本等を測量計画機関自ら又は請負契約等により有償で提供していません。